

の例による。

（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十四条 法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び施行日前に生産性向上特別措置法第二十二条第一項の認定を受けた法人が当該認定に係る同法第二十三条第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画に従って実施される旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用の用に供するために施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。

（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第八十五条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項第一 第四十二条の十二の五第二項

前条第一項

第十五号		
第一項第十六号	第四十二条の十二の五第二項	前条第二項
第一項第十七号及び第十八号	十七 前条第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額 十八 前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額	十七 前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
第六項	、第九号又は第十七号 める金額	又は第九号

	第四十二条の十二の五第三項第一号	前条第三項第一号
第六項第一号	第四十二条の十二の五第三項第六号	前条第三項第六号
第六項第二号	第四十二条の十二の五第三項第八号	前条第三項第八号
第七項	第四十二条の十二の五第三項第一号	前条第三項第一号
第八項	、第四十二条の十一の二第五項及び前条第五項	及び第四十二条の十一の二第五項

（法人の減価償却に関する経過措置）

第八十六条 新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同項に規定する特定設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 法人が旧租税特別措置法第四十三条の二第一項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設をした同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。

3 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する情報流通円滑化設備については、なお従前の例による。

4 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する企業主導型保育施設用資産については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「連結事業年度」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度」と、「第六十八条の三十四第一項」とあるのは「改正法附則第百条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

5 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「第四十二条の十二の五の二第一項若しくは」とあるのは、「若し

くは」とする。

6 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第五十三条の規定の適用については、同条第一項第二号中「第四十二条の十二の五の二又は」とあるのは、「又は」とする。

（金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置）

第八十七条 施行日の前日を含む事業年度終了の日において旧租税特別措置法第五十五条の二第二項に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金の金額を有する法人（施行日以後に同条第一項に規定する特定施設（その使用の開始の日が令和二年三月三十一日以前であるものに限る。）の移転を受ける法人を含む。）の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」とあるのは「令和九年三月三十一日」と、「特定施設（以下）」とあるのは「特定施設（その使用の開始の日が令和二年三月三十一日以前であるものに限る。以下）」と、「百分の八十」とあるのは「百分の八十（当該事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和四

年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の六十とし、同年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。」と、同条第二項中「積み立てた第六十八条の四十四第一項」とあるのは「積み立てた所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第一百一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十四第一項」と、「係る第六十八条の四十四第一項」とあるのは「係る旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「第六十八条の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十四第一項」と、同条第七項中「百分の八十」とあるのは「百分の八十（当該事業年度が、令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の七十とし、同年四月一日から令和

四第一項」と、同条第十三項中「第六十八條の四十四第十項」とあるのは「旧効力措置法第六十八條の四十四第十項」とする。

2 前項の場合において、同項に規定する法人の令和四年四月一日以後に開始する各事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）が同日前に開始した事業年度を除く。）における前項の規定の適用については、同項中「同条第二項中」とあるのは「同条第二項中「連結事業年度」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十六條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧租税特別措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）と、」と、「同条第三項から第五項までの規定中「第六十八條の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八條の四十四第一項」とあるのは「同条第三項及び第四項中「第六十八條の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八條の四十四第一項」と、同条第五項中「第六十八條の四十四第一項」とあるのは「旧効力措置法第六十八條の四十四第一項」と、「が、当該事業年度が連結事業年度に該当していたに該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた

場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき」）とあるのは「について、法人税法第六十四条の十第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が」と、「により、当該」とあるのは「により、その効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む」と、「場合を含む。」）とあるのは「場合に」と、「同条第九項中」とあるのは「同条第九項中「前条第十一項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第十一項」と、」と、「第六十八条の四十四第八項」とあるのは「前条第十二項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第十二項」と、「第六十八条の四十四第八項」と、「同条第十一項中」とあるのは「同条第十一項中「前条第十六項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第十六項」と、」と、「同条第十二項」とあるのは「「連結法人」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人（第十三項において「連結法人」という。）」と、同条第十二項」と、「同条第十三項中」とあるのは「同条第十三項中「前条第二十項」とあるのは「令和二年旧租税特別措置法第五十五条第二十項」と、」とする。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置）

第八十八条 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同表の第二号、第五号又は第六号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得（建設及び製作を含む。以下この条において同じ。）をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第二号、第六号又は第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこれらの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産については、第三項の規定の適用がある場合を除き、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲渡をし

た場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定については、なお従前の例による。

3 法人が施行日から令和四年九月三十日までの間に取得をする旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第七号の下欄に掲げる資産（同欄に規定する国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもので当該法人が施行日前に締結した契約に基づき取得をするものに限る。）については、新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなして、同条から新租税特別措置法第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第十四項（新租税特別措置法第六十五条の八第十八項において準用する場合を含む。）を除く。）の規定を適用する。

（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）

第八十九条 新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、な

お従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始した事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定の適用については、同条第二十七項中「七年」とあるのは「六年」と、「及び第四項並びに」とあるのは「から第五項まで及び」と、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（と、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の」と、「同法第六十六条の四第二十七項」と）とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と）と、「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」とあるのは「令和

二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」と、「（租税特別措置法」とあるのは「（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十七号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、同条第三十項中「第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法」と、「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十七号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第一項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法」と、「同法第六十六条の四第二十七項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」とする。

2 新租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又

は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、外国法人の施行日前に開始した事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十六条の四

租税特別措置法第 四第二十七項（	及び租税特別措置 条の四第二十七項	及び同法
---------------------	----------------------	------

の三第十四項の規定の適用については、同項の表第六十六條の四第二十七項の項中

「前条及び租税特	租税特別措置法（	年法律第二十六号	並びに租税特別措	、 租税特別措置法
----------	----------	----------	----------	--------------

七年	及び第四項並びに	租税特別措置法第六十六條	四第二十七項（
----	----------	--------------	---------

六十六條の	租税特別措置法第六十六條の四の三第十四項 (外国法人の内部取引に係る課税の特例) において準用する同法第六十六條の四第二十七項(
法第六十六	及び租税特別措置法第六十六條の四の三第十四
の	項において準用する同法第六十六條の四第二十
	七項の
	及び同法第六十六條の四の三第十四項において
	準用する同法

租税特別措置法第六十六條	四第二十七項の
同法第六十六條の四第二十	項」と

別措置法	「前条及び租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
昭和三十二	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
置法	並びに租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法
	、租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法

とあるのは

租税特別措置法第六十六条 四第二十七項」
租税特別措置法（昭和三十 年法律第二十六号）

六年		の
から第五項まで及び		所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項

(外国法人の内部取引に係る課税の特例) において準用する同法第六十六条の四第二十七項(	の 令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の	七 令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第
--	--	---

と、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特

六十六條の四の三第十四項において準用する同法第六十六條の四第二十七項」と	の 令和二年改正法附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六條の四の三第十四項において準用する同法第六十六條の四第二十七項」	二 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九條第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十六條の四の三第十四項において準用する同法
---	---	--